

議案第三十四号

港区立こども園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年三月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立こども園条例の一部を改正する条例

港区立こども園条例（平成十八年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は」を「、」に改め、「有する児童」の下に「その他これらに準ずると区長が認める児童」を加え、「特に」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 休日保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

第十一条に次の一項を加える。

3 休日保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ区長に申し込まなければならない。

第十二条第一項中「、一時保育料及び休日保育料」を「及び一時保育料」に改める。

第十三条中「、一時保育又は休日保育」を「又は一時保育」に改める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（説明）

芝浦アイランドこども園の休日保育に係る保育料を徴収しないこととするほか、休日保育を利用することができる児童の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。